

鎌倉市安全安心まちづくり推進計画改定案（内容説明）

鎌倉市安全安心まちづくり推進計画について、次の内容で改定を検討しています。
この改定案は、今後の改定に向けた手続きの中で文言等を修正することがあります。

1 表紙「計画名」

修正前

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

修正案

鎌倉市安全安心まちづくり推進計画

【内容説明】

- ・本計画は、鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例第9条に位置付けられている行政計画であることから、計画名を条文に合わせ「鎌倉市安全安心まちづくり推進計画」としました。

2 表紙「計画期間」

修正前

令和5年度から令和7年度まで

修正案

令和8年度から令和10年度まで

【内容説明】

- ・今回の改定は、これまでの取組状況を踏まえながら、令和8年度から令和10年度までを計画期間として行うため、次期計画期間を「令和8年度から令和10年度まで」としました。

3 計画策定に当たって「計画の趣旨」（改定案P 3）

修正前

本市の刑法犯認知件数は（※2）、平成15年（2003年）をピークに減少傾向にあり、日頃の防犯活動の成果が表れています。しかしながら、未だに年間約400件近く認知件数があることから、家庭、職場、学校、地域社会等の理解と協力のもと、～

修正案

本市の刑法犯認知件数は（※2）、平成15年（2003年）をピークに減少傾向にあり、日頃の防犯活動の成果が表れています。しかしながら、コロナ過が終わりを迎えた令和4年から年々増加し、令和6年は年間約700件近くの認知件数があったことから、家庭、職場、学校、地域社会等の理解と協力のもと、～

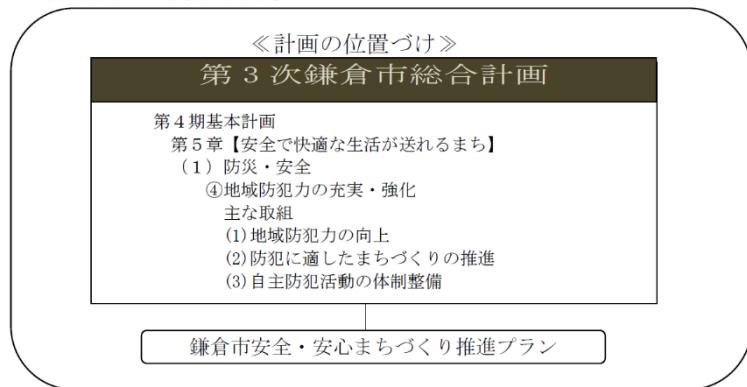
【内容説明】

- 本市の刑法犯認知件数は、令和4年から増加しつつあることから、その状況を追加しました。

4 計画策定に当たって「計画の位置づけ」（改定案P 4）

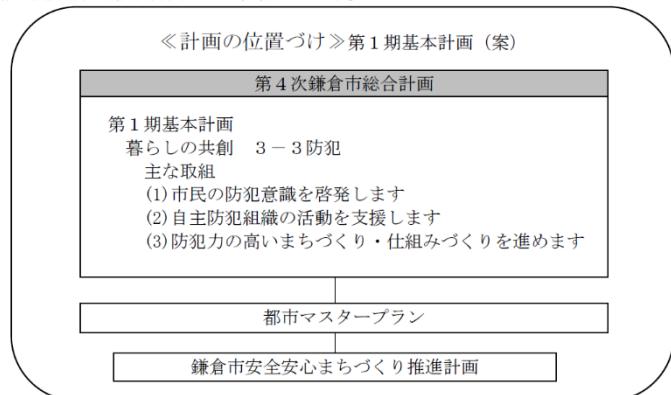
修正前

- ◆ 計画の位置づけ
第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の「安全で快適な生活が送れるまち」施策を推進する個別計画として位置づけます。



修正案

- ◆ 計画の位置づけ
第4次鎌倉市総合計画（鎌倉ビジョン 2034 鎌倉ミライ共創プラン 2030）第1期基本計画（案）を推進する個別計画として位置づけます。



【内容説明】

- ・本市の総合計画は、現在見直しが行われており、今後、名称等を変更する可能性があります。
- ・本計画は、都市マスタープランの下位に位置付けていることから、その旨図示します。

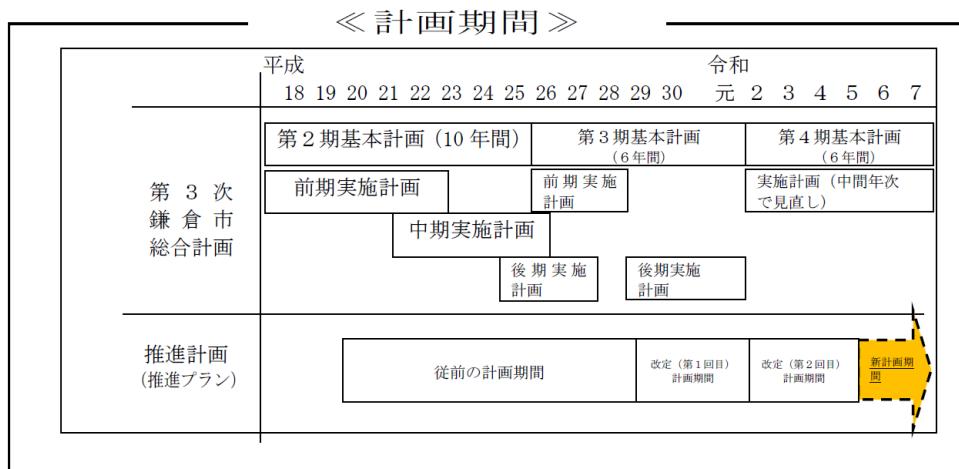
5 計画策定に当たって「計画期間」（改定案P 4）

修正前

◆ 計画期間

令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間

平成 20 年度に策定した「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン（以下「本プラン」という。）」は、計画期間を平成 28 年度までとしていました。その後、平成 29 年度に第 3 期基本計画後期実施計画期間（平成 29 年度から令和元年度まで）、令和元年度に第 4 期基本計画の前期（令和 2 年度から令和 4 年度まで）の計画内容を見直し、さらに令和 4 年度に 3 回目の見直しを行いました。



修正案

◆ 計画期間

令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間

平成 20 年度に策定した「鎌倉市安全安心まちづくり推進計画（推進プラン）」は、計画期間を平成 28 年度までとしていました。その後、平成 29 年度に第 3 期基本計画後期実施計画期間（平成 29 年度から令和元年度まで）、令和元年度に第 4 期基本計画の前期（令和 2 年度から令和 4 年度まで）、令和 4 年度に第 4 期基本計画の後期（令和 5 年度から令和 7 年度まで）の計画内容を見直し、さらに令和 7 年度に第 4 回の見直しを行いました。



【内容説明】

- ・次期計画期間である「令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間」を記載するとともに、令和 7 年度に第 4 回の見直しを行う旨記載しました。
- ・図は、第 4 次総合計画を含めたこれまでの計画期間を表したものとしました。

6 防犯主要施策の決定について「防犯の観点からみた現状・分析・課題」（改定案P 6）

修正前

1 現状

（1）刑法犯認知件数（表1参照）

本市の刑法犯認知件数は、令和3年に394件発生しておりますが、平成25年と比較すると約3分の1程度に減少しています。

（2）不審者情報件数（表2参照）

本市に寄せられた不審者情報件数は、令和元年度に49件でしたが、令和2年度に20件まで減少しました。しかし、令和3年度は大船地域を中心に不審者情報が増加に転じ、年間40件となっています。

（3）特殊詐欺被害状況（表3参照）

本市の特殊詐欺被害状況は、発生件数、被害額、ともに平成30年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。

（4）防犯グッズ貸出数（表4参照）

防犯活動を行う際の腕章貸出数は2,276件となっています。さらに、わんぱく腕章の1,079件を加えると、合計3,355件です。

2 分析

（1）刑法犯認知件数

市民等による日頃の防犯活動の成果として刑法犯認知件数は減少傾向にあります。しかし、近年、高齢者を狙った特殊詐欺やガスの法定点検を装った住宅への強盗事件等、犯罪の手口が巧妙化・多様化していることから、引き続き防犯活動を行っていく必要があります。

（2）不審者情報件数

発生件数が急増していることから、犯罪の発生に繋がらないよう、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

（3）特殊詐欺被害状況

発生件数等は減少傾向にあるものの、その被害は一向に後を絶たないため、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

（4）防犯グッズ貸出数

犯罪予防のためには、より多くの市民等による自主的な防犯活動が欠かせないことから、今後も積極的に市民等に呼びかけ、防犯活動を推進していく必要があります。

3 課題

上記の現状や分析を踏まえると、市民等の日頃の防犯活動により、特殊詐欺を含む刑法犯認知件数は近年減少しています。しかしながらその一方で、不審者情報件数は急増しているため、引き続き、防犯意識の高揚や自主防犯活動の推進を図り、犯罪件数の増加に繋がらないよう努めていく必要があります。

【課題】

- ・防犯意識の高揚（地域における防犯意識の醸成）
- ・自主防犯活動の推進（市民等の防犯活動支援）

修正案

1 現状

(1) 刑法犯認知件数（表1・2参照）

本市の刑法犯認知件数は、令和3年（394件）まで減少傾向にあったものの、令和4年から増加傾向に転じ、令和6年は700件近くまで増加しています。

(2) 不審者情報件数（表3参照）

本市に寄せられた不審者情報件数は、令和2年に20件まで減少しましたが、その後大船地域を中心に増加し、令和6年は41件となっています。

(3) 特殊詐欺被害状況（表4参照）

本市の特殊詐欺被害件数は、令和3年に26件まで減少しましたが、その後増加傾向に転じ、令和6年は49件となっています。また、特殊詐欺被害額は、令和3年は約6,700万円でしたが、令和6年はその2倍以上の約1億3,600万円となっており急増しています。

(4) 防犯グッズ貸出数（表5参照）

防犯活動を行う際の腕章貸出数は2,265件となっています。さらに、わんパト腕章の1,124件を加えると、合計3,389件です。

2 分析

(1) 刑法犯認知件数

神奈川県警察の発表値によると、令和4年から増加している刑法犯認知件数の中で、自転車盗、万引き、詐欺の増加が顕著となっています。このため、窃盗対策や知能犯対策が喫緊の対策です。

(2) 不審者情報件数

令和3年から40件近く発生し続けていることから、犯罪の発生に繋がらないよう、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

(3) 特殊詐欺被害状況

令和3年から被害件数・被害額ともに増加傾向にあることから、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

(4) 防犯グッズ貸出数

犯罪抑止のためには、より多くの市民等による自主的な防犯活動が欠かせないことから、今後も積極的に市民等に呼びかけ、防犯活動を推進していく必要があります。

3 課題

市民、行政、警察等様々な主体による防犯活動が行われている中、令和4年から徐々に市内の刑法犯認知件数は増加し続けています。また、特殊詐欺の被害額も顕著となっており予断を許さない状況です。このため、今後も引き続き、地域防犯力の向上や防犯意識の醸成等に繋がる各種取組みを総合的・持続的に実施し、安全で安心したまちづくりの推進を図っていく必要があります。

【課題】

- ・地域防犯力の向上（自主防犯活動の推進）
- ・防犯意識の醸成（防犯啓発の充実）

【内容説明】

- ・市内の刑法犯認知件数が令和4年から増加傾向に転じていること、また、その中で自転車盗、万引き、詐欺の増加が顕著であることなどを記載しました。
- ・刑法犯認知件数の詳細を掲載するため、「表2」を追加しました。(次ページの表をご参照ください。)
- ・本市に寄せられた不審者情報件数が令和2年から増加していること、また令和3年から40件近く発生し続いていることなどを記載しました。
- ・本市の特殊詐欺被害件数・被害額がともに令和3年から増加傾向にあること、そのため引き続き注意喚起等を行っていく必要があることなどを記載しました。
- ・令和7年3月時点で市が自主防犯活動団体に貸し出している防犯グッズ数を記載しました。
- ・令和4年から市内の刑法犯認知件数が徐々に増加していること、特殊詐欺の被害額が顕著となっており予断を許さない状況であることを踏まえ、「地域防犯力の向上（自主防犯活動の推進）」「防犯意識の醸成（防犯啓発の充実）」の2点を「課題」として掲げ、今後も引き続き課題解決に向けた各種取り組みを実施していくことを記載しました。

7 防犯主要施策の決定について「防犯の観点からみた現状・分析・課題（表）」（改定案P 7）

修正前

なし

修正案

（表2）

鎌倉市内刑法犯認知件数（内訳）

罪種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
凶悪犯	2	4	4	3	10	9
粗暴犯	60	50	49	55	58	73
窃盗犯	445	382	260	325	420	415
知能犯	71	48	30	64	72	82
風俗犯	12	4	6	6	14	16
その他	65	52	45	40	71	78
合計	655	540	394	493	645	673

【罪種別詳細】

凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、不同意性交等
粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
窃盗犯・・・侵入盗、乗物盗、ひったくり、車上ねらい等
知能犯・・・詐欺・横領・偽造・汚職等
風俗犯・・・賭博・わいせつ

資料：神奈川県警察ホームページの確定値を基に作成

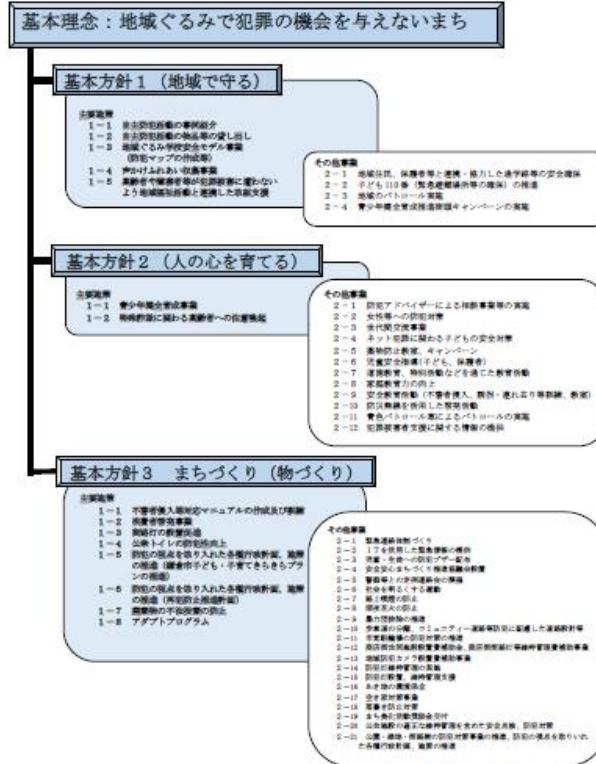
【内容説明】

- ・刑法犯認知件数の詳細を掲載するため、「表2（鎌倉市内刑法犯認知件数内訳）」を追加しました。
- ・「表1（鎌倉市内刑法犯認知件数）」は、令和4年から6年の件数を追加しました。
- ・「表3（鎌倉市内不審者情報件数）」は、令和元年から3年までの件数を、令和4年から6年までの件数としました。
- ・「表4（鎌倉市内特殊詐欺被害状況）」は、令和4年から6年までの件数、被害額を追加しました。
- ・「表5（鎌倉市防犯グッズ貸出数 地域別）」は、令和4年3月末時点の貸出数を、令和7年3月末時点の貸出数としました。

8 防犯主要施策の決定について「防犯主要施策の決定」（改定案 P.9）

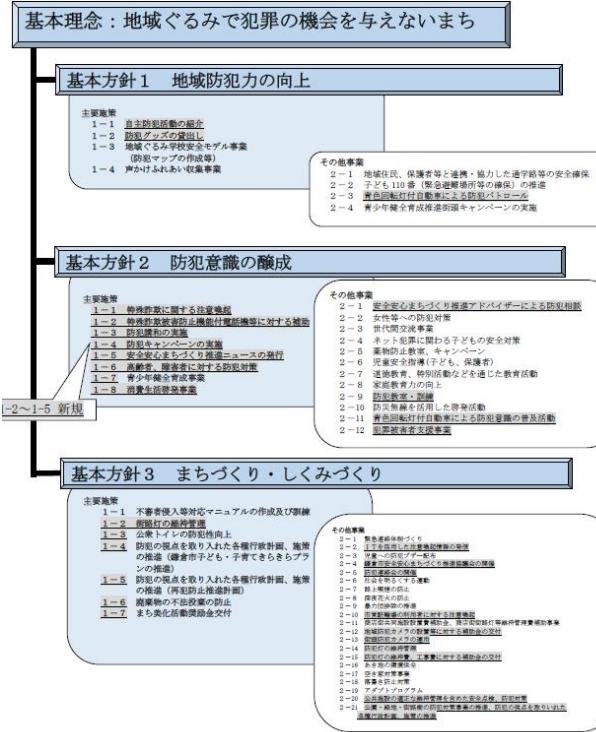
修正前

- ◆ 防犯主要施策の決定
課題解決のため、次のとおり防犯主要施策を決定し、重点的に取り組みます。



修正案

- ◆ 防犯主要施策の決定
課題解決のため、次のとおり防犯主要施策を決定し、重点的に取り組みます。



【内容説明】

- ・本計画に位置付けている事業に関する変更点については、次のとおりです。

基本方針1（地域防犯力の向上）

「主要施策1－1 自主防犯活動の紹介」→「同 自主防犯活動の事例紹介」

「主要施策1－2 自主防犯活動の物品等の貸出し」→「同 防犯グッズの貸出し」

「その他事業2－3 地域のパトロール実施」→「同 青色回転灯付自動車による防犯パトロール」

基本方針2（防犯意識の醸成）

「主要施策1－2 特殊詐欺に関する高齢者への注意喚起」→「主要施策1－1 特殊詐欺に関する注意喚起」

【新規】→「主要施策1－2 特殊詐欺防止機能付電話機等に対する補助」

【新規】→「主要施策1－3 防犯講話の実施」

【新規】→「主要施策1－4 防犯キャンペーンの実施」

【新規】→「主要施策1－5 安全安心まちづくり推進ニュースの発行」

「基本方針1 主要施策1－5 高齢者や障害者等が犯罪被害に遭わないよう地域福祉活動と連携した取組支援」→

「主要施策1－6 高齢者、障害者に対する防犯対策」

「主要施策1－1 青少年健全育成事業」→「主要施策1－7 青少年健全育成事業」

「基本方針3 主要施策1－2 消費者啓発事業」→「主要施策1－8 消費生活啓発事業」

「その他事業2－1 防犯アドバイザーによる相談事業等の実施」→「同 安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯相談」

「その他事業2－9 安全教育活動（不審者侵入、誘拐・連れ去り等訓練、教室）」→「同 防犯教室・訓練」

「その他事業2－11 青色パトロール車によるパトロールの実施」→「同 青色回転灯付自動車による防犯意識の普及活動」

「その他事業2－12 犯罪被害者支援に関する情報の提供」→「同 犯罪被害者支援事業」

基本方針3（まちづくり・しくみづくり）

「主要施策1－2 街路灯の設置促進」→「同 街路灯の維持管理」

「その他事業2－2 ITを活用した緊急情報の提供」→「同 ITを活用した注意喚起情報の発信」

「その他事業2－4 安全安心まちづくり推進協議会の設置」→「同 鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の開催」

「その他事業2－10 市営駐輪場の防犯対策の推進」→「同 市営駐輪場の利用者に対する注意喚起」

「その他事業2－12 地域防犯カメラ補助事業」→「同 地域防犯カメラの設置等に補助金の交付」

「その他事業2－13 地域防犯カメラの設置」→「同 街頭防犯カメラの運用」

「その他事業2－14 防犯灯維持管理の実施」→「同 防犯灯の維持管理」

「その他事業2－15 防犯灯設置、維持管理支援」→「同 防犯灯の維持費、工事費に対する補助金の交付」

9 令和8年度以降の事業計画（事業一覧表）（課提案P 11から20まで）

修正案

基本方針1 地域防犯力の向上

主要施策

事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDGs 関連番号	
					事業目標（年度ごと）				
					事業実績（年度ごと）	達成率（%）（年度ごと）			
1-1	自主防犯活動の組合	地域で取り組まれている自主防犯活動を市のHP等で紹介する。	鎌倉市 (地域のつながり隊) 市民団体	活動団体の質的向上を図る。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	17	
					%	%	%		
1-2	防犯グッズの貸出し	自主防犯活動団体に対して、防犯グッズの貸出しを行う。	鎌倉市 (地域のつながり隊) 防犯協会	防犯グッズの貸出し個体数を増加させる。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	17	
					%	%	%		
1-3	地域ぐるみ警戒安全モザル事業（防犯マップの作成等）	PTA等、自治体、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成し、危険回避能力等を養うとともに、防犯意識の向上を図る。	学校等 子ども 保護者 地域 鎌倉市 (教育指導課)	地域・家庭・関係機関と連携、安全マップの作成や情報交換により防犯意識の向上を図る。	実施	実施	実施	4・11	
					%	%	%		
1-4	声かけふれあい収集事業	高齢者や障害者等の負担を軽減するとともに、ごみの収集に当たる際に、職員が声をかけて安否を確認することにより、ごみの適正収集と福祉の推進を図る。	鎌倉市 (ごみ収量対策課、環境セクター)	高齢者や障害者等のごみ出しの負担を軽減し、安否を確認することにより、ごみの適正収集と福祉の推進を図る。	実施	実施	実施	3・11・12	
					%	%	%		

【内容説明】

- ・本計画に位置付けている実施事業について見直しを行いました。

10 表紙「計画期間」

修正前

27	令和3年1月5日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 令和2年度第1回鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の書面 による開催について 2 令和元年度鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みに について
28	令和3年10月6日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 令和2年度の鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みに について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの改定について
29	令和4年1月21日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン策定の経過と構成内容に について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン改訂に向けた今後のスケジ ュールについて 3 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度) の構成案について

修正案

27	令和3年1月5日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 令和2年度第1回鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の書面 による開催について 2 令和元年度鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みに について
28	令和3年10月6日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 令和2年度の鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みに について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの改定について
29	令和4年1月21日 ※新型コロナウイルス感 染拡大の影響により書 面開催	1 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン策定の経過と構成内容に について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン改訂に向けた今後のスケジ ュールについて 3 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度) の構成案について
30	平成4年8月24日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 令和3年度鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組実績に について 3 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度) の改定について
31	平成4年11月15日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度) の改定について
32	令和5年3月15日	1 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度) の改定について 2 その他
33	令和5年8月18日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組みについて 3 その他
34	令和6年8月19日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組みについて 3 その他

【内容説明】

- ・協議会の開催実績（令和4年度から6年度まで）を追加しました。